

河合町議会会議録

令和7年12月5日 開会

河合町議会

令和7年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（12月5日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第55号から議案第61号の委員会付託	9
○散会の宣告	9
○署名議員	11

河合町告示第47号

令和7年第4回（12月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7年11月28日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 7年12月 5日

2 場 所 河合町議会議場

令和 7 年 1 2 月 5 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

令和7年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年12月5日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第55号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第61号 河合町都市計画マスタープランを定めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	杵本 貴司	2番	常盤 繁範
3番	梅野 美智代	4番	佐藤 利治
5番	中山 義英	6番	坂本 博道
7番	長谷川 伸一	8番	杵本 光清
9番	大西 孝幸	10番	馬場 千恵子
11番	岡田 康則	12番	疋田 俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	総務部長	小野雄一郎
福祉部長	浦達三	生活環境部長	佐藤佳三
まちづくり推進部長	中島照仁	教育振興部長	中尾勝人
生活環境部長 生活環境部長 生活環境部長	森川泰典	総務課長	西村直貴
財政課長	松本武彦		

会議に従事した事務局職員

局長	高根亜紀	主事	平井貴之
----	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第47号をもって令和7年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しております。よって、令和7年第4回定例会は成立しましたので開会いたします。本日の定例会は、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和7年第4回12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会では、議案第55号から第61号までの7議案を提出させていただいております。のちほど副町長から議案説明を致しますが皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして私からの招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、3番、梅野美智代議員、4番、佐藤利治議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

11月28日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より会期等について報告願います。

○3番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○3番（佐藤利治） 報告いたします。去る11月28日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定致しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月5日より12月17日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが本日5日が本会議初日、一般質問は9日火曜日、10日水曜日の午前9時30分からとします。

総務文教常任委員会を11日木曜日午前10時からとします。厚生建設常任委員会を11日木曜日午後1時30分からとします。常任委員会予備日は12日金曜日午前10時からとします。

なお、本会議最終日は、17日水曜日午前10時からと致します。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等についてはただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日5日より17日までの13日間と決定致します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第55号より第61号の7議案について、理事者より、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、令和7年12月定例会に上程致されました、議案第55号から第61号までの7議案についてご説明致します。

議案第55号 令和7年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,694万7,000円を追加し、予算総額を83億6,566万円とするものでございます。第2条地方債の補正につきましては、3ページをご覧ください。1事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を6億360万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。今回の補正のうち、人件費につきましては、人事異動等に伴う予算の組み替えとなっております。以降、人件費以外のものについてご説明致します。12、13ページをお開きください。款2総務費の項2目1税務総務費では、軽自動車税申告手続きのオンライン化に伴うシステム改修費として、105万6,000円の増額。続いて14、15ページをお願い致します。項3目1戸籍住民基本台帳費では、戸籍の共同親権への対応に伴うシステム改修費として、258万5,000円の増額。款3民生費の項1目1社会福祉総務費では、介護保険特別会計への繰入金として、33万9,000円の増額。目18後期高齢者医療費では、令和6年度の医療給付費の精算に伴う負担金として、1,672万7,000円の増額。項2目2児童福祉施設費では、奈良県保育士等処遇改善事業補助金として、264万円の増額、財源として県補助金が50%充当されます。16、17ページをご覧ください。款8消防費の項1目2消防施設費では、Jアラートの新型受信機への更新に伴う工事請負費として、360万円の増額、財源として地方債を100%充当致します。

次に歳入について説明致します。8、9ページをお開きください。款19繰入金の財政調整基金繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として、2,202万7,000円増額。それ以外のものについては、歳出でご説明した各事業の財源として合計、492万円を増額するものでござい

す。以上、歳入歳出それぞれ2,694万7,000円の増額補正となっております。

議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ67万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を22億6,923万8,000円とするものでございます。今回の補正は、税制改正に伴うシステム改修を実施するもので、8、9ページの歳出では委託料67万7,000円を増額、そして6、7ページの歳入では、介護保険システム改修補助金33万8,000円、及び認定事務費繰入金33万9,000円をそれぞれ計上しております。

議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。このことにつきましては、子ども・子育て支援法等の一部が改正されることに伴い、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が導入され、本町においても、令和8年度から適正に事業を実施するため基準を定めるために条例を制定するものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。このことにつきましては、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するために児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するほか、所要の整備を行うために条例を制定するものです。なお、この条例は交付の日から施行するものです。

議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本町の基幹業務システムを地方公共団体情報システム標準化基準に適合させるにあたり、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能を個人番号の独自利用事務として条例に規定する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和8年1月1日から施行するものです。

議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。このことにつきましては、令和7年3月5日に締結した不毛田川流域内水対策事業調整池整備工事の変更契約を締結するために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第61号 河合町都市計画マスタープランを定めることについてでございます。このことにつきましては、人口減少、少子高齢化が進展するなど、本町を取りまく社会情勢が大きく変化している中において、持続可能で効率的なまちづくりを実現するため、都市計画法第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針を定めるために、河合町議会基本条例第21条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、上程致されました7案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げて説明を終わらせていただきます。

◎議案第55号から議案第61号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第55号、日程第4、議案第56号、日程第5、議案第57号、日程第6、議案第58号、日程第7、議案第59号、日程第8、議案第60号、日程第9、議案第61号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第55号、議案第59号を総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第60号、議案第61号を厚生建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

以上をもって、本日の日程は全て議了しました。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治